

小売電気事業の在り方について

2022年 5月27日

資源エネルギー庁

本日のご議論について

- 前々回の本委員会において、資源エネルギー庁で実施したアンケート等の結果から見えた、需要家保護の観点からの課題について論点提起させていただいた。
- 今回は、前々回御指摘いただいた論点を解決するためにどういった方策が考えられるか破産事例等も踏まえて整理するとともに、小売電気事業に係る新たなビジネスモデルに係る課題について整理したので御議論いただきたい。

(参考) 6. 小売実態調査から見えてきた課題 (リスク管理)

2022年4月26日 電力・ガス基本政策小委員会資料3-3

(課題①)

- これまでリスクGLや参考事例集を策定し、リスク管理の重要性について呼びかけを行ってきたが、需要家保護の観点から、リスク管理をしていない事業者や親BGと子BGの関係、ストレステストの必要性について、どのように考えるか。

(課題②)

- 小売電気事業者が適切なリスク管理を行うにあたり、必要となる情報 (市場に関する情報など) としてはどのようなものがあるか。

(課題③)

- 電力契約は自由化され、個々の選択によるものとされるところであるが、小売電気事業者による事業撤退等において需要家にもスイッチングに一定の負担がかかっていることから、どのような情報提供を行うことが需要家が適切な契約事業者を選択する上で有益であると考えられるか。

リスクマネジメントをしていない事業者		インバランス料金の負担者		
78社※1	うち、親BGの立場にある者	5社	親BG※2	4社
			親BGと子BGで分割	1社
	うち、卸電力市場における買い入札価格を電源調達の受託者が決定している者	53社	親BG※2	43社
			親BGと子BGで分割	4社
			未回答	6社

※1 回答数は219社の約4割 ※2 親BGがインバランス料金を負担する場合であっても、親BGが破産した場合等には、子BGが連債務を負うことについて留意が必要。

(出所) 小売実態調査より

論点 1 : リスク管理について

- 前々回の委員会において、リスク管理に関する需要家への情報提供について、リスク評価は経営上の機微情報であり公表は難しいこと等の御指摘をいただいた。
- 他方、これに対し、以下の課題についてどう考えるべきか。
 - **需要家保護の観点**：需要家は、小売電気事業者に託送料金の未払い等が生じている中でも、その事実を知ることなく、当該小売電気事業者へスイッチングしてしまう可能性がある。
 - **国民負担の観点**：小売電気事業者がこのような形で事業を拡大し、結果として撤退に至れば、これら不履行となった債務は、託送料金として、広く国民の負担となる。
- こうした課題に対し、例えば以下のような論点についてどのように考えるべきか。
 - **需要家が把握すべき情報**（事業者負担と、既存・新規需要家が把握すべき情報のバランス）
 - **国が把握すべき情報** ※現行では、国はこうした債権債務関係の情報を把握する仕組みがない
 - **国が一定の情報を把握した場合に講ずべき措置**
 - **事業者実態に応じた配慮事項**

(参考) 前々回の委員御意見

- **リスク管理の状況についてということだとしたら軽々に情報提供すべきではない。**前にもガイドラインを出すときにも同じ議論をしていたと思うが、**リスク管理の方法は経営の非常に核になるところなので、どんなリスク評価をして、どんな対応をとるのか本当に機微情報になる。**上場会社であれば、有価証券報告書の中で、事業等リスクという形で開示されているし、自発的なリスクレポートを開示する事業者が海外ではあるが、ここを事業者が強制することは負担であり、かつ、**事業経営の機微情報が出てしまうという事で、あまり好ましくはない**と考えている。また、こういったリスク管理をしているという、自社の報告の提供というのも、1回やったことがあるというかなり軽いものだと、それは需要家に対するミスリードになるので、かなりリジットな情報じゃないと意味がない。**出された情報を需要家が理解できるのか、というのも難しいので、その辺りもよく考えるべき。**

(参考) 託送料金等の未払いに伴う社会的な影響について

- 託送料金やインバランス料金の未払い額は、一般送配電事業者10社合計で約450億円にものぼることがわかった（※）。

（※）2020年4月～2022年4月（5月で更新できる社は、5月時点まで）の期間において生じた託送料金とインバランス料金の未払い額の合計額を示している。

- 上記未払い総額のうち、その大部分が貸倒損として未だ計上されていないため、これから貸倒損の計上額は増加することが見込まれるが、2017年～2021年度に計上された貸倒損は10社合計で約110億円となる。
- また、撤退等を余儀なくされた小売電気事業者の中には、1社あたりの託送料金やインバランス料金の未払い額が大きく、スイッチング需要家数も多いなど、社会的な影響の大きい事業者も見受けられるところ。

（出典）一般送配電事業者への聞き取り調査に基づく。

	託送料金	インバランス料金	スイッチング需要家数
A社	約16億円	約200億円	約5,000件
B社	約1000万円	約190億円	約35,000件
C社	約4億円	約23億円	約6,000件

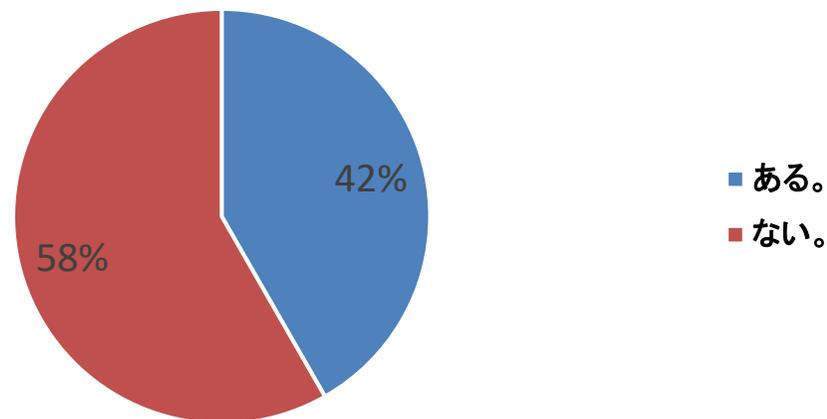
論点2：顧客管理について

- 前々回のアンケート結果によれば、小売電気事業者の約4割が、電気料金を未払いのまま顧客がスイッチングする事例を経験。このような事例は、**需要家間の公平性**、ひいては、**電気事業の健全な発展**の観点からも課題であると考えられる。
- 他方、こうした課題への対処には、**事業者の枠を超えた仕組みが必要**と考えられる。
- 例えば、携帯電話業界では、電気通信事業の健全な発展と国民の利便性向上に資することを目的とする**一般社団法人において信用情報の交換を行うことで、未払いを防止するスキームを構築**しているところ。
- このような仕組みの実現のためには、**各小売電気事業者の具体的な行動（顧客情報の提供・共有、そのためのシステム開発）**が必要となると考えられるところ、どのような情報をどのような形で共有することが業界全体のために必要かなどの**共通理解が不可欠**。
※逆に、各小売電気事業者がこのような取組を行うにあたり、便益よりコストの方が大きいようであれば、こうした仕組みの実現は困難。
- このため、今後、**小売電気事業者の意向を丁寧に確認**していくこととしてはどうか。

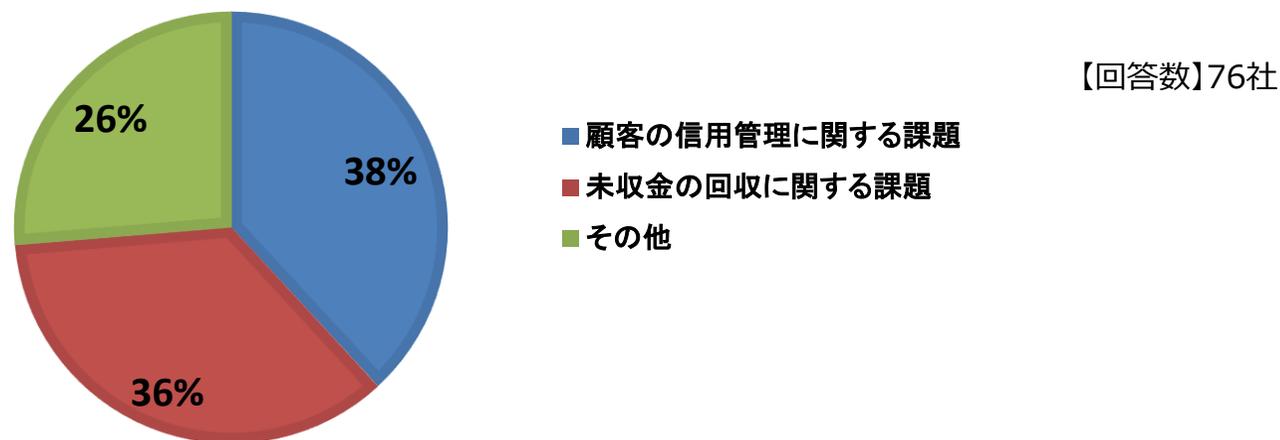
(参考) 4. 需要家保護のあり方⑪

2022年4月26日 電力・ガス基本政策小委員会資料3-3より

【Q14-1】電気料金を未払いのまま、需要家がスイッチングや転居等した事例があるか、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。



【Q15】顧客管理の課題等（例：未収金管理）について自由に記載してください。



(参考) 前々回の委員会における委員のご意見の概要

- クレジット会社ではブラックリストの共有の仕組みがあると思う。電力の場合、スイッチングシステムで可能なかもしれないが、個人情報の問題があるので、そこをどうクリアするのかという話と、金融情報と違って、個人の特定が、電力・ガスの契約上は難しいと思われる。**供給地点特定番号があるが、引っ越した場合で名義も変えた場合には、その人が未払いをおこしたのかわからないので、そういったすり抜けもある中で、どうやって未払い情報を共有していくのか。**そもそも本人確認を厳しく求めない契約が前提になっているので、ここを触らないでできることだけをやっている、被害額を少なくしていくという議論になっていくのかなと思う。
- 実際に未払いに対応するのは、見かけ以上に大変。まず、転居をしてしまう場合には、そもそも、**電気の管理は地点で行っている**ので、**転居されたらどう対応するのか、というにはみかけ以上に対応が大変。**転居を伴わない場合、転居を伴うものよりも比較的早くできると思う。それでも管理は**クレジットカードと違って人単位になっていない**ということがあるので、**かなり難しい。**逆に相当難しいので、早急に対策をはじめてもそれなりに時間がかかる。すぐにでもどうすべきか、場合によっては長期的には管理の仕方も考えるということも含めて早急に検討を進めていただければと思う。
- 未払いの件、モラルハザードが大きいと問題だと思うので、何らかの対応が必要。

(参考) 携帯電話業界における顧客情報の共有スキーム

管理主体	一般社団法人 電気通信事業者協会
加入メンバー	携帯電話事業者 (MNO/MVNO)
情報交換の目的	料金不払いの再発を防止し、利用者全体の公平性と利益を守ることを目的としている
共有されている情報	氏名、生年月日、性別、住所、契約解除前の携帯電話・PHSの電話番号等、連絡先電話番号、料金不払いの状況
本人確認	携帯電話不正利用防止法上の義務

(出典)
一般社団法人 電気通信事業者協会 HP
不払者情報の交換
<https://www.tca.or.jp/mobile/nonpayment.html>

論点3：小売電気事業に係る新たなビジネスモデルについて（1 / 2）

- 小売全面自由化以降、700者を超える事業者が小売電気事業者として登録され、当初は想定していなかった、**新たなビジネスモデル**が出現。

① **自社グループ会社に対して電力供給を行うことを主目的とするもの**：

チェーンストアなど、自社グループ内企業向けに、効率的な電力調達や非化石価値付き電気の供給のため、グループ内に小売電気事業者を立ち上げ、グループ会社の電力調達・供給を一括して行うビジネスモデル。

② **蓄電池を活用し、電力市場取引における需給安定化等を主目的とするもの**

卸電力市場の価格が安い時間帯に電力を購入し、市場価格が高い時間帯に放電を行うビジネスモデル。

③ **トレーディングを主目的とするもの**

現物市場や先物市場を活用し、電力や燃料の取引を行うことで利益の獲得や変動抑制を狙うビジネスモデル。

④ **卸供給を主目的とするもの**

自らは発電設備を有しないが、発電事業者との相対取引や卸電力市場を通じて電力を調達し、小売電気事業者に対して相対取引や卸電力市場を通じて売電。小売電気事業者から電力調達の委託を受けて、こうした業務を行っている事例（親BGを兼ねているケースも多い）もある。

論点3：小売電気事業に係る新たなビジネスモデルについて（2/2）

- こうしたビジネスモデルは、厳密には、小売電気事業とは考え難い※¹が、将来的に「一般の需要」に応じ、「電気を供給する」という計画が示されれば、登録が認められる。
- 一方、現行の小売電気事業規制は、「一般の需要」への供給を前提としているところ、必ずしも①～④のようなビジネスモデルを念頭においたものではない。
- こうした実態を踏まえ、小売電気事業規制は如何にあるべきか。
特に、①～④のようなビジネスモデルは、電力システムにおけるビジネスモデルとして認められていくべきものであるか。そうであれば、今後どのような規律が必要又は不要と考えられるか※²。

※¹ 電気事業法上、小売電気事業者は「一般の需要に応じた電気を供給することを事業とし、登録をうけた者」と定義されており、ここでいう「一般の需要」とは、電気事業法のコメントルによれば、現在存在している使用者に対してのみされるのではなく、潜在する需要に対しても、それが顕在化したときには供給することを意味しているため、電力の供給を希望する一般の需要家の需要を意味している。また、「電気を供給する」とは、同コメントルによると、最終的に電気を使用する者に対する電気の供給を意味しているため、一般の需要家への供給を意味している。このため、前述の①～④の事業を専ら行う場合には、一般的には、電気事業法が当初想定した小売電気事業者には該当しないこととなる。

また、①、②の事業については、需要場所（グループ企業の建物・工場、蓄電池の設置場所）への電気の供給を確保するために、一般送配電事業者による接続供給を受ける必要があるが、接続供給は、電気事業法第1条第1項第5号にその定義が定められており、①小売電気事業の用に供する場合と、②自己託送の用に供する場合に限定されており、前述の①、②の事業のみを行う場合には、接続供給を受けることができない。

③、④の事業については、現物の電力の取引を行うことを想定されてJEPXが設立されたことから、取引会員規程において、接続供給契約を締結していること等が資格要件として定められている。

※² 小売電気事業者は、一般の需要に応じた電気の供給を行うことを前提に、需要家保護の観点から供給条件の説明義務や書面交付義務等の規制がかけられていることに鑑みれば、このような新しいビジネスモデルにおいて必ずしも小売電気事業者と同様の規制となるとは限らないとも考えられる。

(参考) 電気事業法等参考条文

○電気事業法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。
- 二 小売電気事業 小売供給を行う事業（一般送配電事業者、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。
- 三 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて次条の登録を受けた者をいう。
- 四 (略)
- 五 接続供給 次に掲げるものをいう。

イ 小売供給を行う事業を営む他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。

ロ 電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物（以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。）を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物（当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。）の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること（当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。）。

六～十八 (略)

2～4 (略)

(登録の取消し)

第二条の九 経済産業大臣は、小売電気事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二条の二の登録を取り消すことができる。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。
- 二 不正の手段により第二条の二の登録又は第二条の六第一項の変更登録を受けたとき。
- 三 第二条の五第一項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

2 第二条の五第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(参考) 2020年度版 電気事業法の解説 (抄)

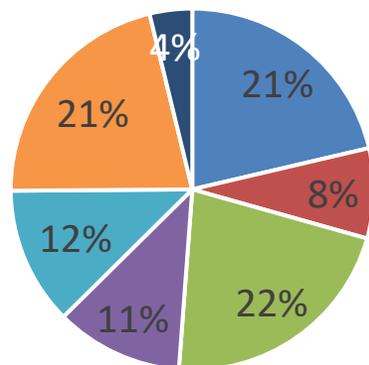
「一般」とは、不特定多数をいうが、何をもって不特定多数といい、多数というかは、社会通念上決せられるべき性質のものである。電気の供給は、**最終的に電気を使用する者に対するものと電気の供給を行う事業者**（小売電気事業者、一般送配電事業者、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者）に対するその事業の用に供するものに大別されるが、後者について言えば、その相手方が特定されることから、不特定多数に対する供給とはならず、**「一般」とは原則として前者であることが必要となる**。しかしながら、前者であっても、例えば、自己の社宅に対する供給のように自家発自家消費と同等のものとみなし得る場合や、自己の子会社に対する供給のように供給者と使用者の密接な関係があるような場合については、その供給はその特別の関係に基づいて行われるものであるから、不特定多数とはならず、「一般の需要に応じ」て「電気を供給する事業」にはならない。

最終的に電気を使用する者に対する電気の供給を考えた場合、現実のある時点をとってみればその時点における実際の供給の相手方は特定されていることから、ここでいう不特定とは将来における不特定性に着目しているものであり、「一般の需要」とは、時の経過とともに次第に現実の需要として累積する将来の不特定の需要をも包括した概念であると考えられる。したがって、「一般の需要に応じ電気を供給する」とは、電気の供給が現在存在している使用者（顕在的需要）に対してのみなされるではなく、潜在する需要（潜在的需要）に対しても、それが将来顕在化したときには供給するということを意味し、需要の増減、すなわち電気の利用者の増減があつたとしても、**常に、「すべての電気の利用者」に対して電気の供給を行う**ことを意味している。

(参考) 2. 小売電気事業者の経営状況⑤

2022年4月26日 電力・ガス基本政策小委員会資料3-3

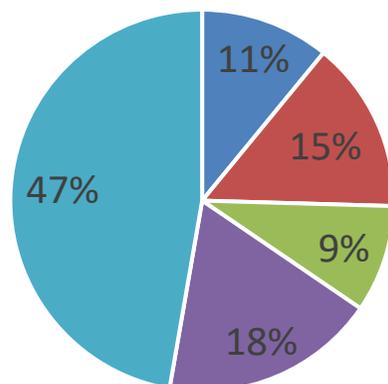
【Q3】他社からの調達価格（常時BUを除く相対契約）について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。



- 全て固定価格の契約
- 全て市場連動価格の契約
- 全て燃料費連動価格の契約
- 固定価格の契約が多い
- 市場連動価格の契約が多い
- 燃料費連動価格の契約が多い
- 固定価格、市場連動価格及び燃料費連動価格が同規模程度

【回答数】211社

【Q4-1】別の小売電気事業者へ電力の卸供給を行っている方に伺います。卸供給の割合について記載してください。



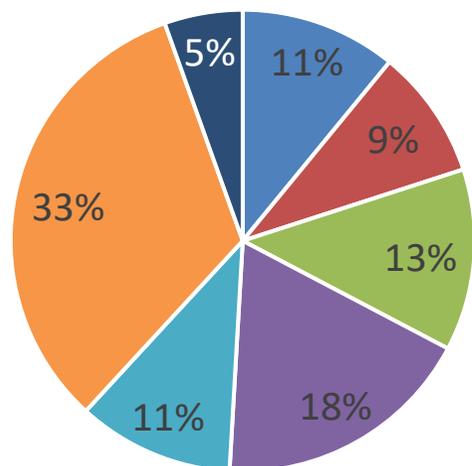
- 100%
- 75~99%
- 50~74%
- 25~49%
- 1~24%

【回答数】55社

(参考) 2. 小売電気事業者の経営状況⑥

2022年4月26日 電力・ガス基本政策小委員会資料3-3

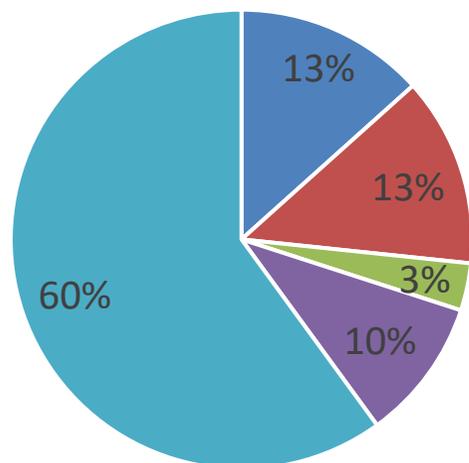
【Q4-2】別の小売電気事業者への卸供給価格について、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。



- 全て固定価格の契約
- 全て市場連動価格の契約
- 全て燃料費連動価格の契約
- 固定価格の契約が多い
- 市場連動価格の契約が多い
- 燃料費連動価格の契約が多い
- 固定価格、市場連動価格及び燃料費連動価格が同規模程度

【回答数】55社

【Q5】グループ会社に電力供給されている方に伺います。供給割合について記載してください。



- 100%
- 75~99%
- 50~74%
- 25~49%
- 1~24%

【回答数】60社

(参考) JEPX取引会員規程 (抄)

(取引会員適格)

第2条 本取引所は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「取引会員適格者」という。）に、本取引所の取引会員たる資格を付与することができる。

- (1) 一般送配電事業者との間で接続供給契約を締結している者または締結の予定が確定している者（ただし、当該接続供給契約における契約者が複数の場合、代表契約者に限る。）ただし、旧一般電気事業者においては接続供給契約に準ずるもので代替することが出来る。
- (2) 一般送配電事業者との間で発電量調整供給契約を締結している者または締結の予定が確定している者 ただし、旧一般電気事業者においては発電量調整供給契約に準ずるもので代替することが出来る。
- (3) 一般送配電事業者との間で需要抑制量調整供給契約を締結している者または締結の予定が確定している者
- (4) 前三号に該当する者から依頼を受けた者（ただし、依頼した者は取引会員であってはならない）
- (5) 前各号のほか、本取引所が適格と認めた者

(参考) 2020年度版 電気事業法の解説 (抄)

「一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であつて」とし、指定法人制度を採用する理由については、このような措置を講じることにより、経済産業大臣は当該指定を受けた卸電力取引所を通じて卸電力取引市場に関する情報の把握ができるようになるとともに、当該卸電力取引市場に関する情報の把握ができるようになるとともに、当該卸電力取引所を通じ、卸電力取引市場における電力の売買取引について一定の規律を働かせることも可能となるためである（詳細後述）。

他方、卸電力取引所については、発電事業者や小売電気事業者を始めとする電気事業者に対して円滑な売買取引ができる機会を提供するとともに、指標性を有する適正な価格を形成することを目的とするものであることから、この市場における主たる市場参加者は電気事業者であり、限定的な参加者の間で（差金決済を伴わない）現物の電力の取引を行うことが想定される。

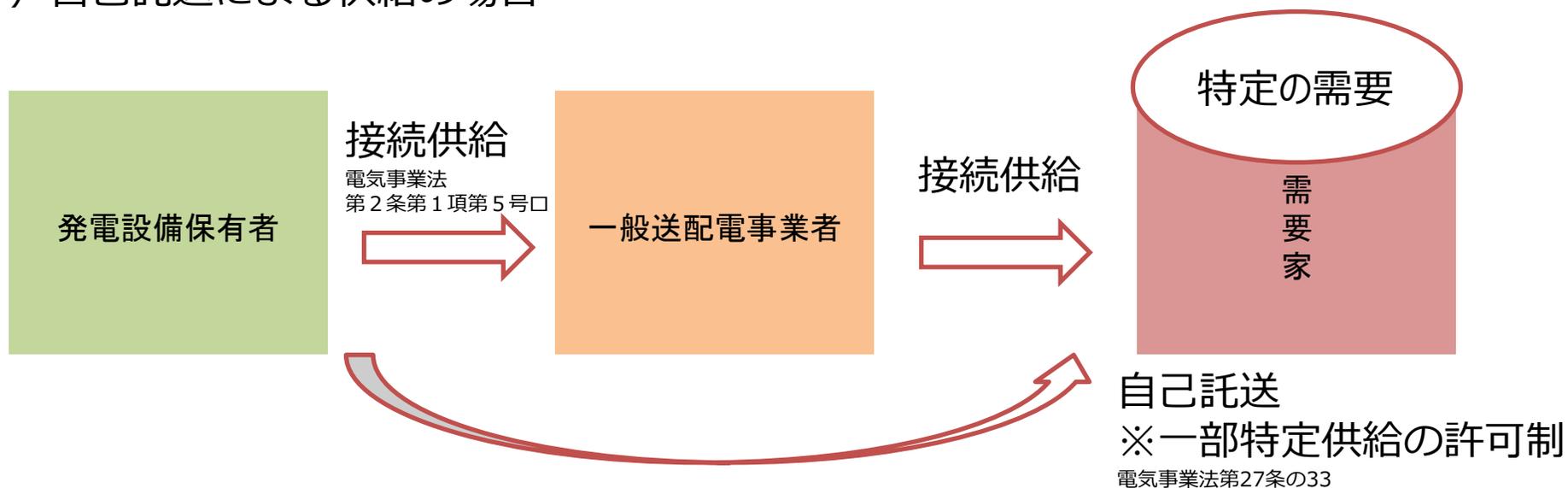
このため、「人の一定種類の行動を一般的に禁止した上で、この一般的禁止を行政機関が特定の場合について解除し得ることとする」法制である許可制を採用する積極的な理由がなく（詳細後述）、経済産業大臣による指定制度を設けることによって卸電力取引所を適切に監督し、当該卸電力取引所を通じて市場運営の状況を経済産業大臣が把握した上で、仮に問題がある場合にはこれを是正することができる制度を構築することができれば、卸電力取引市場の目的を達成することが十分に可能であるものと考えられる。

(参考) 電気事業法における電力供給の概念図①

(1) 小売事業者による供給の場合



(2) 自己託送による供給の場合



(参考) 電気事業法における電力供給の概念図②

電力供給

一般の需要に対する供給
(電気事業法第2条第1項第5号イ)

小売電気事業者の登録を受けた者が供給を行う

自己等への電気の供給を行う
(自己託送)

ケース①
非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者Aから一般送配電事業者を介しAの工場であるA'に供給する場合

特定の需要に対する供給
(電気事業法第2条第1項第5号ロ)

自己等への電気の供給を行う
(特定供給の許可なし)

ケース②
非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者Aから一般送配電事業者を介しAと密接な関係を有する者Cへ供給を行う場合

平成25年の電気事業法改正により制度化。
東日本大震災による電力需給ひっ迫を受けて、
非電気事業者が保有する発電設備の有効活用を図るとともに送配電ネットワークの利用の公平性を**確保**することを目的としている。

自己等への電気の供給を行う
(特定供給の許可あり)

ケース③
非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者AがAと密接な関係を有する者Bの発電する電気もあわせて、Aの工場に供給する場合